

---

---

## 第 2 編 応援計画編

---

---



# 第1章 総則

## 1 策定の目的

東日本大震災津波において、県内の被災市町村においては、庁舎の損壊や職員の被災、原子力災害に伴う広域避難等により行政機能が著しく低下し、現地における従業務等について県が職員を派遣して被災市町村を応援しなければならない場面が数多く生じた。

また、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震や首都直下型地震を始めとする大規模災害の際には、まさに東日本大震災津波の被災県として、その経験を生かした人的・物的応援を行うことが県に期待されている。

県においては、このことから、今般、大規模災害発生時に職員を派遣し、義援物資を送付するスキームとして応援計画を策定することとした。この計画の策定により、本県が大規模災害発生時に最大限かつ効率的な応援を行うことが期待される。

## 2 福島県地域防災計画との関係

この計画は福島県地域防災計画一般災害対策編・第3章・第5節・第8「他の都道府県への応援」により策定するものであり、その内容は8道県協定及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」、並びに5県協定の趣旨を踏まえたものである。

## 3 対象業務

この計画では、被災自治体における一般的な災害応急対策に係る応援を対象としており、医療福祉、土木等の専門性が高く、国等により応援の枠組み（DMAT、JMAT、DPAT、TEC-FORCE等）が既に設けられている業務については対象外とする。

## 第2章 組織

### 1 基本方針

他の都道府県若しくは県内において大規模な災害が発生し、次のいずれかに該当するときは、可能な限り応援又は職員の派遣を行うものとする。

- (1) 8道県協定に基づく応援の要請があったとき。
- (2) 5県協定に基づく応援の要請があったとき。
- (3) 全国協定及び8道県協定に基づくブロック間応援を行うとき。
- (4) 全国協定に基づく広域応援を行うとき。
- (5) 他の都道府県において震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生した場合において、危機管理部長が必要と認めるとき。
- (6) 県内の被災市町村長が、災害応急対策を実施するために必要があると認め、知事に応援若しくは応援のあっせんを求めたとき。

危機管理部長は、被災した他の都道府県若しくは被災した県内市町村（以下「被災都道府県等」という。）に対する応援のため、危機管理部内に福島県応援本部（以下「応援本部」という。）を設置することができる。

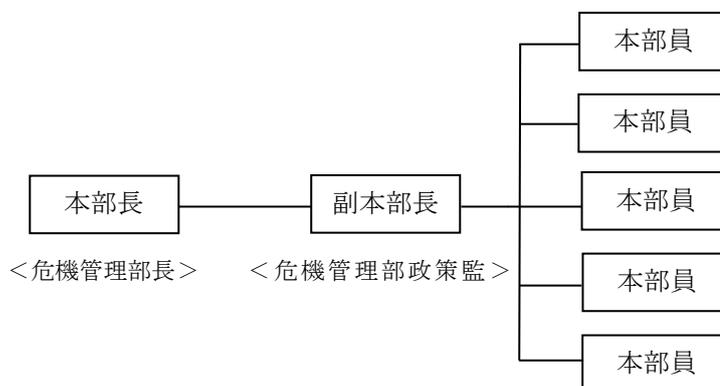
応援本部は、全庁的な応援が必要なときは、災害対策本部における事務分掌に準じて「連絡会議」等を開催して応援の調整を行うものとし、それに至らない場合には、危機管理総室における窓口として、災害対策本部における事務分掌を踏まえて、応援要請の内容を各部局へ伝達依頼するものとする。

なお、直接各部局へ被災都道府県又は国から要請があった場合は、要請を受けた部局で対応するものとし、その実施内容については応援本部へ連絡するものとする。

### 2 応援本部の組織

- (1) 応援本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。
- (2) 本部長は危機管理部長、副本部長は危機管理部政策監をもって充てる。
- (3) 危機管理部長は、本部員5名をあらかじめ危機管理部の職員から指名する。
- (4) 危機管理部長は、必要と認めるときは、本部員を追加して指名する。

#### <応援本部組織図>



### 3 応援本部の担当業務

応援本部の主な担当業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災都道府県等からの人的応援及び物的応援並びに業務等の提供の要請の受付
- (2) 応援の要請のあった業務に係る担当部との調整
- (3) 連絡調整員等の派遣による被災地における応援のニーズの把握
- (4) 被災都道府県等に対する人的支援及び業務等の提供の決定
- (5) 応援職員の宿泊場所等の把握
- (6) 応援に係る市町村等との調整
- (7) 必要に応じた連絡会議の開催

### 4 応援本部の廃止

本部長は、設置から概ね1ヵ月が経過した時点で応援本部を廃止する。ただし、応援本部の設置を継続する必要があると認められる事情がある場合は、この限りでない。

### 5 応援訓練の実施

県は、応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を実施する。

## 第3章 職員の県外派遣

### 1 基本方針

- (1) 被災都道府県からの応援の要請の受付は、応援本部が担当する。
- (2) 被災都道府県に対する職員の派遣は、本部長が決定する。本部長が不在の時は、副本部長が決定する。
- (3) 県が応援のため派遣する職員（以下「県応援職員」という。）は、自己完結型で活動する。

### 2 北海道・東北ブロックの道県からの応援の要請

#### (1) 要請の受付等

ア 8道県協定に基づく北海道・東北ブロックの道県（以下「道県」という。）からの応援の要請は、次の連絡先により応援本部が受け付ける。ただし、応援本部が設置されていない場合にあつては、危機管理部が受け付ける。

組 織	消防防災無線	N T T電話（夜間）	F A X
応援本部 （福島県危機管理部災害対策課）	—	—	—

イ 応援本部は、県がカバー（支援）県を担当する被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認められる場合は、他の道県と協力して被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に通知する。

ウ 応援本部は、イの情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり、必要な応援の要請をすることができる。

#### (2) 連絡調整員の派遣

本部長は、次の場合に、県がカバー（支援）県を担当する被災道県に連絡調整員として本部員を2名以上派遣する

ア 8道県協定に基づく応援の要請があつたとき。

イ 当該被災道県が災害対策本部を立ち上げた場合において、連絡調整員の派遣の申出を受け入れたとき。

ウ 大規模災害が発生し、甚大な被害が予想されるとき。

#### 〈8道県協定に基づくカバー（支援）県〉

被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	<b>福島県</b>	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	<b>福島県</b>
<b>福島県</b>	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	<b>福島県</b>	山形県	宮城県

### 3 茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県からの応援の要請

#### (1) 要請の受付等

ア 5県協定に基づく4県からの応援の要請は、次の連絡先により応援本部が受け付ける。ただし、応援本部が設置されていない場合にあっては、危機管理部が受け付ける。

組 織	消防防災無線	N T T 電話（夜間）	F A X
応援本部 （福島県危機管理部災害対策課）	—	—	—

イ 応援本部は、県が応援総括県を担当する被災県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認められる場合は、他の県と協力して被災県の情報収集を行い、その結果を各県に通知する。

ウ 応援本部は、イの情報収集の結果を踏まえ、被災県に代わり、必要な応援の要請をすることができる。

#### (2) 連絡調整員の派遣

本部長は、次の場合に、県が応援総括県を担当する被災県に連絡調整員として本部員を2名以上派遣する

ア 5県協定に基づく応援の要請があったとき。

イ 当該被災県が災害対策本部を立ち上げた場合において、連絡調整員の派遣の申出を受け入れたとき。

ウ 大規模災害が発生し、甚大な被害が予想されるとき。

#### 〈5県協定に基づく応援総括県〉

被災県名	第1順位	第2順位
福島県	新潟県	茨城県
茨城県	福島県	栃木県
栃木県	茨城県	群馬県
群馬県	栃木県	新潟県
新潟県	群馬県	福島県

### 4 ブロック間応援及び広域応援としての応援の要請

#### (1) 要請の受付等

全国協定に基づくブロック間応援及び広域応援としての応援の要請は、次の連絡先により応援本部が受け付ける。ただし、応援本部が設置されていない場合にあっては、危機管理部が受け付ける。

組 織	消防防災無線	N T T 電話（夜間）	F A X
応援本部 （福島県危機管理部災害対策課）	—	—	—

#### (2) 現地調査員等の派遣

ア 本部長は、関東地方知事会がブロック間応援の要請を行ったときは、現地調査員の派遣の割当を受けた被災都県に対し、当該現地調査員として本部員を2名以上派遣する。

ただし、本部員を派遣するいとまがないときは、本部長は、東京事務所長に対し当該現地調査員の派遣を依頼する。

- イ 本部長は、広域応援の要請が行われた場合において必要と認めるときは、広域応援実施要領により県が応援することとされた被災都道府県に本部員を派遣することができる。

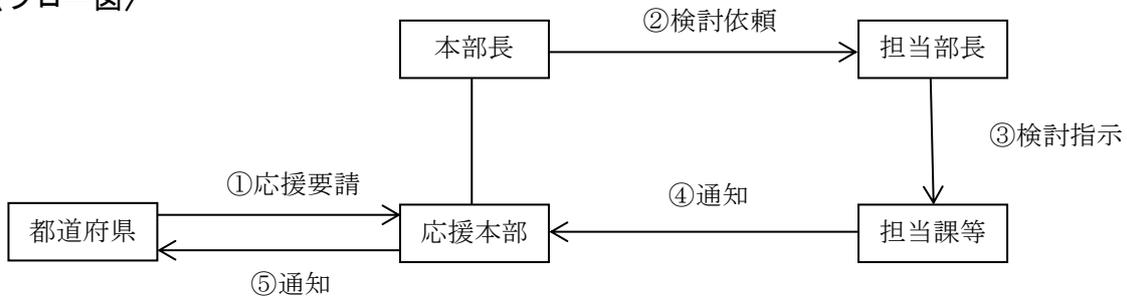
〈ブロック間応援の要請が行われた場合の現地調査員の派遣の割当〉

被災都県	第1順位	第2順位
栃木県	北海道	青森県
茨城県	青森県	北海道
群馬県	秋田県	岩手県
埼玉県	岩手県	秋田県
東京都	山形県	宮城県
千葉県	宮城県	山形県
神奈川県	<b>福島県</b>	新潟県
山梨県	新潟県	<b>福島県</b>
長野県	秋田県	岩手県
静岡県	新潟県	<b>福島県</b>

5 要請に基づく派遣の決定

- (1) 応援本部が協定等に基づく人的応援の要請を受け付けたときは、本部長は、当該要請に係る業務を所管する担当部の長に対し職員の派遣を検討するよう依頼する。
- (2) 担当部は、(1)の依頼を受けたときは、直ちに検討を行い、必要に応じ出先機関と協議した上で、担当課等は派遣の可否、期間等について応援本部に通知する。
- (3) 応援本部は、(2)の通知を受けたときは、職員の派遣の可否、期間等について被災都道府県等に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- (4) (1)から(3)までについては、応援本部が協定等に基づく業務等の提供の要請を受け付けたときに準用する。

〈フロー図〉

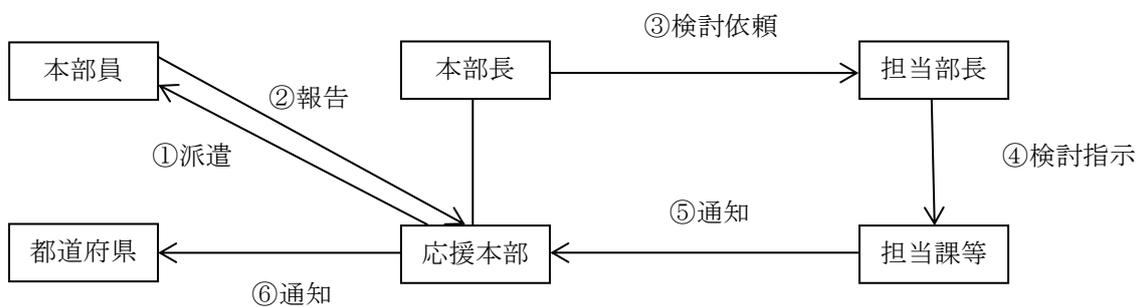


6 要請に基づかない派遣の決定

- (1) 本部長は、被災都道府県等から応援の要請がない場合であっても、応援の必要性を把握するため必要と認めるときは、被災都道府県に本部員を派遣する。

- (2) 本部長は、被災都道府県に派遣した本部員からの報告等から、人的応援を行う必要があると認めるときは、当該応援を行う必要がある業務を所管する担当部の長に対し職員の派遣を検討するよう依頼する。
- (3) 担当部は、(2)の依頼を受けたときは、直ちに検討を行い、必要に応じ出先機関と協議した上で、担当課等は派遣の可否、期間等について応援本部に通知する。
- (4) 応援本部は、(3)の通知を受けたときは、職員の派遣の可否、期間等について被災都道府県等に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- (5) (1)から(4)までについては、本部長が業務等の提供を行う必要があると認めるときに準用する。

〈フロー図〉



7 職員の派遣が想定される業務

大規模災害発生直後に県応援職員を被災等道府県に派遣して応援を行うことが想定される業務並びに担当部及び担当総室等は、概ね次のとおりである。

業務		担当部	担当総室等
1	災害対策本部の支援	危機管理部	危機管理総室
2	市町村の行政機能回復のための支援	総務部	市町村総室
3	空間線量率及び降下物等の放射性物質濃度の測定等に関すること	危機管理部	危機管理総室
4	避難所及び避難者（在宅の避難者を含む。）の把握及び応急対策に関すること	生活環境部	生活環境総室
5	避難所の運営等の応援に関すること		
6	保健医療福祉調整本部に係る業務		
7	保健医療福祉に関すること	保健福祉部	健康衛生総室
8	精神保健医療に関すること		
9	被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等に関すること		
10	在宅の要援護高齢者の把握及び応急対策に関すること	保健福祉部	生活福祉総室 こども未来局
11	在宅の障がい者の把握及び応急対策に関すること		
12	在宅の妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策に関すること		

	業 務	担当部	担当総室等
13	災害遺児対策に関すること	保健福祉部	こども未来局
14	身体のスクリーニング等に関すること	保健福祉部	健康衛生総室
15	物資の供給	商工労働部	商工労働総室
16	土砂災害危険箇所の緊急点検に関すること	土木部	河川港湾総室
17	被災宅地の危険度判定活動に関すること	土木部	都市総室
18	災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に関すること	土木部	建築総室
19	建築物の応急危険度判定活動に関すること		

## 8 県応援職員の心得

県応援職員は、被災地で活動するに当たり、以下のことに留意する。

- (1) 県応援職員は、被災地の負担とならないよう、衣食住等は自己完結型で活動すること。
- (2) 県応援職員は、福島県を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。
- (3) 災害の状況、活動期間等に応じ、携行する当座の食料、被服、事務用品等を確保すること。なお、想定される携行品は、概ね次のとおりである。

想定される携行品		平時の配備部課
車両等の移動手段		総務部、各部
衣類・寝具等	防寒着、作業着	各部
	ヘルメット、手袋、毛布、寝袋等	災害対策課
飲食料	食料、飲料水	災害対策課
情報・通信関係	デジタルカメラ、パソコン、用紙、筆記用具	各部
	ラジオ、通信機器（衛星携帯電話等）	災害対策課
光熱関係	ライト（懐中電灯等）、非常用燃料等	災害対策課
	充電器	各部
衛生関係	救急セット、マスク、トイレパック、ウェットティッシュ、	災害対策課
原子力災害関係	原子力防災資機材（緊急時モニタリング資機材、原子力防災活動資機材、緊急時医療資機材）	原子力安全対策課
その他	被災地の地図	（必要時に調達）
	ビブス（福島県）、腕章（同）	災害対策課

- (4) 以下の点に注意して行動すること。
  - ア 安全を第一に考える
  - イ 被災者・被災地方公共団体の目線での対応を心掛ける
  - ウ 指示待ちをせず、積極的に被災地方公共団体の職員を支援する
  - エ 健康管理に十分気をつける
  - オ 後に入る応援職員への引継ぎまでが応援業務であることを意識する（業務の継続性）

## 9 応援体制の整備

- (1) 応援本部は、必要に応じ県応援職員の宿泊場所及び駐車場をあっせんし、並びに可能な限り活動に必要な物品等を供与するよう、被災都道府県に依頼する。
- (2) 応援本部は、県応援職員の宿泊場所等について、必要に応じて、担当課等に情報提供する。

## 10 派遣職員に対する支援

応援本部は、被災地で被災者と向き合う派遣職員に対しては、十分な準備支援を行って送り出し、その後は派遣職員の状況を把握しつつ、後方支援を行う。支援の内容は、以下のとおりである。

### (1) 準備支援

- ア 上記8に係る携行品、車両等の移動手段、宿泊場所（避難所等を含む。以下この章において同じ。）等を手配する。
- イ 応援にあたり、衣食住等は「自己完結」を目指し、被災地方公共団体の手をできるだけ煩わさない。

### (2) 後方支援

- ア 応援職員向けの相談窓口を設置し、情報提供や相談対応を行う。
- イ 引継ぎを可能とする応援ローテーションを計画する。

## 11 提供が想定される業務

大規模災害発生直後に県が提供することが想定される業務並びに担当部及び担当総室等は、概ね次のとおりである。

業 務	担当部	担当総室等
避難者の受入れ	危機管理部 生活環境部 商工労働部	危機管理総室 生活環境総室 観光交流局

## 12 費用負担

応援に要した費用の負担については、被災都道府県との間の協議により決定する。

## 第4章 市町村等との連携

### 1 基本方針

- (1) 応援本部は、被災都道府県の応援に当たっては、必要に応じて、市町村及び災害時における応援協定を締結する関係団体（以下「関係団体」という。）と連携する。
- (2) 応援本部は、連携に当たり、市町村及び関係団体に対して、自己完結型で活動するよう要請する。

### 2 市町村等との調整等

- (1) 応援本部は、市町村又は関係団体から被災都道府県又は被災市町村の応援の申出があった場合には、その把握するニーズについて、当該市町村又は関係団体に情報提供するとともに、被災都道府県に対して当該申出について伝達し、市町村行政課と連携して必要な調整を行う。
- (2) 応援本部は、被災都道府県又は被災市町村から市町村、関係団体又は関係団体以外の専門性を有する団体による応援のあつせんの要請があった場合には、当該要請及びその把握するニーズについて当該市町村又は関係団体に情報提供するとともに、市町村行政課と連携して必要な調整を行う。
- (3) (1)及び(2)の情報提供及び必要な調整に関し、当該要請に係る業務又は関係団体を所管する担当部等は応援本部に協力する。

### 3 市町村等への要請

応援本部は、市町村又は関係団体等との調整に当たり、以下のことに留意するよう要請する。

- (1) 市町村及び関係団体等は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動すること。
- (2) 市町村及び関係団体等は、団体名を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。
- (3) 市町村及び関係団体等は、災害の状況、活動期間等に応じ、応援職員が携行する当座の食料、被服、事務用品等を携行させること。
- (4) 市町村及び関係団体等は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。）を確保すること。

### 4 災害ボランティアへの情報提供

応援本部は、福島県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて、その把握するニーズについて、個人を中心とする災害ボランティア活動を行う者に情報提供する。

## 第5章 職員の県内派遣

### 1 趣旨

県内の市町村は、災害対策基本法に基づく相互応援協定や消防組織法に基づく消防相互応援協定等に基づき、大規模災害発生時においても相互に協力し合っているところであるが、東日本大震災津波のような大災害発生時には、県が職員を派遣して被災市町村の応援を行わなければならないような状況も十分に想定される。

このことから、本編では県内市町村への人的応援体制について、応援本部の設置に至らない場合（以下、「本部未設置」と言う。）と設置された場合（以下、「本部設置」と言う。）に分けて整理する。

### 2 基本方針

(1) 被災した県内の市町村への人的応援の要請の受付は、以下の担当とする。

- ・本部未設置：危機管理部
- ・本部設置：応援本部

(2) 被災した県内の市町村に対する職員の派遣の決定は、以下の者が行う。

- ・本部未設置：総務部長
- ・本部設置：応援本部長

(3) 応援職員は、自己完結型で活動する。

### 3 派遣の決定

(1) 県内市町村から人的応援の要請を受けたときは、危機管理部長（本部未設置の場合）又は応援本部長（本部設置の場合）は、当該応援を行う必要がある業務を所管する担当部の長に対し職員の派遣を検討するよう依頼する。

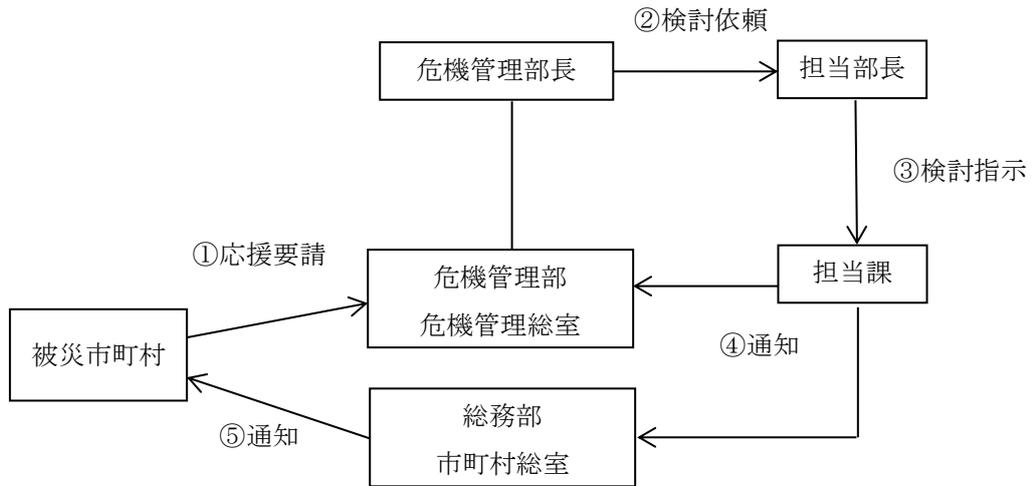
(2) 危機管理部長又は応援本部長は、派遣の要請がない場合であっても、業務支援を行う必要があると認めるときは、担当部の長に対し職員の派遣を行うよう要請する。

(3) 担当部は、(1)又は(2)の依頼を受けたときは、直ちに検討を行い、必要に応じ出先機関と協議した上で、担当課等は派遣の可否、期間等について、総務部市町村総室及び危機管理部又は応援本部に通知する。

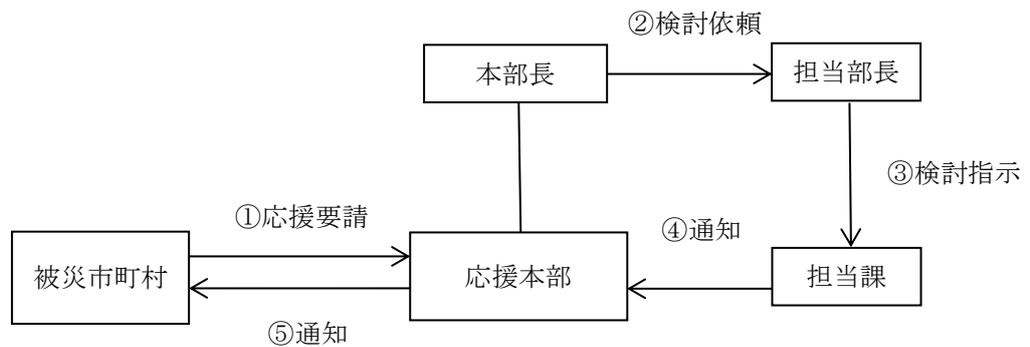
(4) (3)の通知を受けたときは、危機管理部長（本部未設置の場合）又は応援本部長（本部設置の場合）は速やかに職員の派遣の決定を行い、職員の派遣の可否、期間等について被災市町村に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。

〈フロー図〉

【応援本部未設置の場合】



【応援本部設置の場合】



4 職員の派遣が想定される業務

【第3章・7参照】

5 県応援職員の心得

【第3章・8参照】

6 応援体制の整備

総務部市町村総室又は応援本部は、必要に応じ県応援職員の宿泊場所及び駐車場をあっせんし、並びに活動に必要な物品等を供与するよう、被災市町村又は当該市町村を所管する地方振興局に依頼する。

7 費用負担

応援に要した費用の負担については、被災市町村との間の協議により決定する。

## 第6章 義援物資の送付

### 1 基本方針

- (1) 被災した他の都道府県への物的応援の要請の受付は、応援本部未設置の場合は危機管理部危機管理総室が担当し、応援本部設置の場合は応援本部が担当する。
- (2) 商工労働部長は、被災した他の都道府県から物的応援の要請がある場合において必要があると認めるときは、企業その他の団体（以下「企業等」という。）に対し大口の義援物資の募集を行う。この場合において、県民個人に対する義援物資の募集は行わない。
- (3) 義援物資の募集等に係る担当は、次のとおりとする。

部	総室	担当業務
商工労働部	商工労働総室	支援物資等の受入及び配送に係る庁内調整

- (4) 物資の送付に当たっては、留意事項に十分に配慮する。

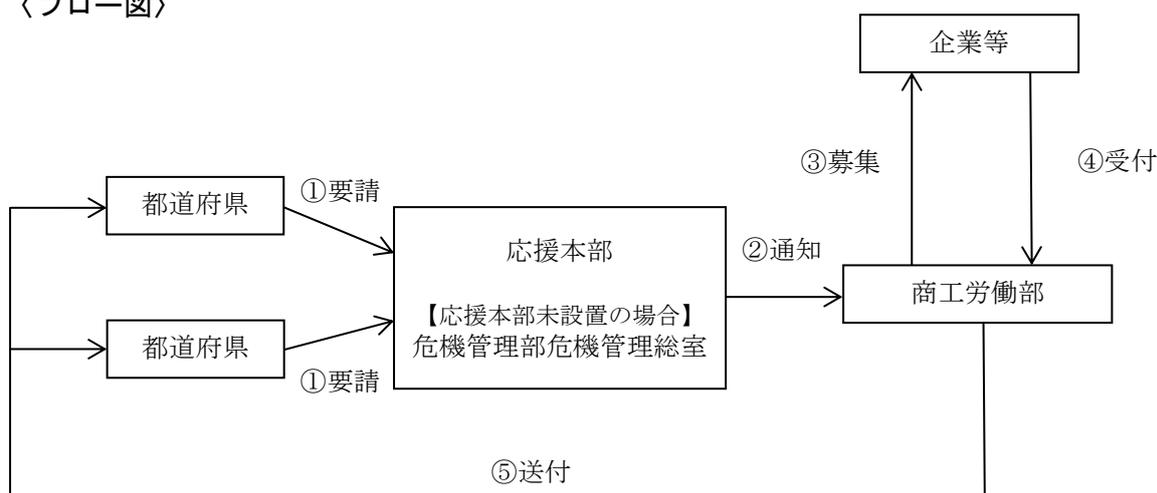
### 2 義援物資の募集等

- (1) 被災した他の都道府県からの物的応援の要請を受け付けたときは、応援本部はその旨を商工労働部に通知する。
- (2) (1)の通知を受けたときは、商工労働部は、要請の内容にとどまることなく、被災地のニーズを確認し、送付が必要とされる物資を把握する。この場合において、商工労働部は、当該ニーズの確認について、応援本部と連携する。
- (3) 商工労働部長は、把握した情報を基に、企業等に対し必要な義援物資を募集する。
- (4) 商工労働部は、企業等から送付された義援物資を受け付け、被災地に送付するまでの間、適切に保管する。
- (5) 商工労働部長は、必要な物資の調達に見通しが立った場合には、義援物資の募集を停止し、それを周知する。

### 3 義援物資の配分

- (1) 商工労働部は、複数の都道府県が被災している場合、その受け付けた義援物資について、送付する県の備蓄物資と併せて、被災都道府県に対する配分を決定する。
- (2) 商工労働部は、県の備蓄物資の送付について、応援本部と連携する。
- (3) 商工労働部は、配分を決定した義援物資等を被災都道府県の指定する場所に輸送し、引き渡す。

〈フロー図〉



#### 4 物資集積拠点

県は、義援物資等の集積、一時保管、他都道府県の物資受入れ拠点への積替え・配送の拠点として、下記の施設を利用する。

	施設名	住所
1	あづま総合運動公園	福島市佐原字神事場 1
2	福島県消防学校	福島市荒井字仲沢 7
3	県産業交流館(ビッグパレットふくしま)	郡山市南 2 丁目52番地
4	白河市総合運動公園	白河市北中川原30
5	会津総合運動公園	会津若松市門田町大字御山字村上164番地
6	びわのかげ運動公園	南会津郡南会津町永田字枇杷影 2
7	J ヴィレッジ	双葉郡檜葉町大字山田岡字美シ森 8
8	県立原町高等学校	南相馬市原町区西町 3 丁目380番地

#### 5 留意事項

(1) 物資の送付にあたっては、開封しなくとも内容が判別できるようにするため、次に掲げる事項を 1 箱ごとに明示する。

- ア 品目
- イ 賞味期限若しくは消費期限又は使用期限
- ウ 数量
- エ 提供元機関名
- オ 担当者名及び連絡先

(2) 梱包した義援物資を送付する場合は、小口及び混載の物資について送付を控える。

#### 6 義援物資に係る情報発信

県は、必要とする義援物資について、報道機関等を通じて情報発信を行う。

## 7 義援物資の配送要請

県（危機管理部危機管理総室）は、物資集積拠点から避難所等への義援物資の配送について、「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」に基づき、（公社）福島県トラック協会に対して緊急・救援輸送を要請する。

## 第7章 広域応援の調整

### 1 趣旨

北海道・東北ブロック内の被災道県に対する応援は、カウンターパート制による応援を基本としているところである。しかしながら、北海道・東北ブロック内で大規模災害が発生した場合や関東地方知事会からブロック間応援の要請があった場合においては、県がブロック内での広域調整を行った上で、被災県等に対して応援を実施しなければならないような場合が発生することも想定される。

このことから、本章においては、県が広域応援の調整を行う場合の手続等について整理することとする。

### 2 基本方針

- (1) 北海道・東北ブロック内の被災道県に対する応援は、カウンターパート制による応援を基本としつつ、被災状況に応じて「北海道・東北8道県広域応援本部」（以下「広域応援本部」という。）を設置して対応する。
- (2) ブロック間応援の要請があったときは、広域応援本部において対応する。
- (3) ブロック間応援及び広域応援の要請は、広域応援本部において行う。

### 3 広域応援本部の設置等

#### (1) 設置要件

北海道東北地方知事会の会長道県（以下「会長道県」という。）が広域応援本部を設置し、広域応援の調整を行うのは、次の場合である。

- ア 北海道・東北ブロックの被災道県から会長道県に応援の要請があったとき。
- イ 関東地方知事会からブロック間応援の要請があったとき。
- ウ その他北海道東北地方知事会会長が必要と認めるとき。

#### (2) 組織

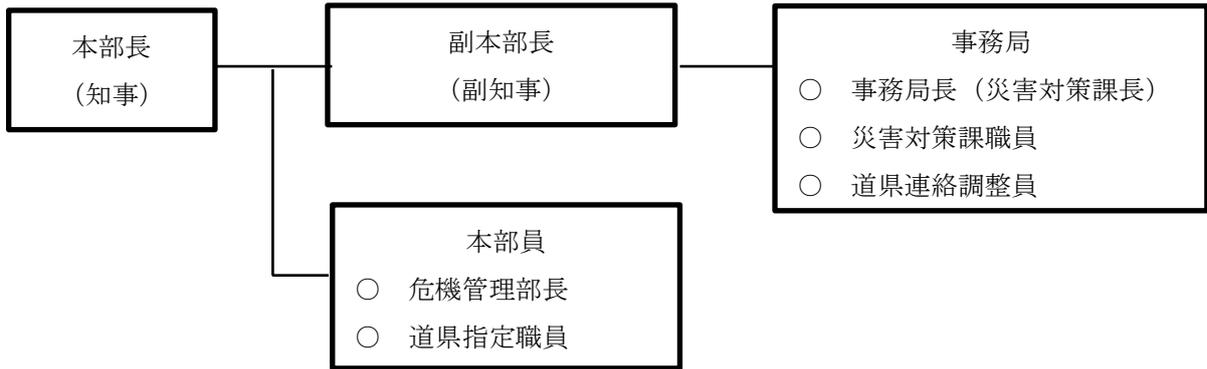
ア 県は、次の場合に広域応援本部の設置県として広域応援の調整を行う。

- (ア) 県が会長道県となっているとき。
- (イ) 県が副会長道県となっている場合において、被災等により、会長道県に広域応援本部を設置できないとき。ただし、副会長道県が複数あるときは、副会長としての在任期間にしたがい、県が設置県となったとき。
- (ウ) 被災等により、会長道県及び副会長道県に広域応援本部を設置できない場合において、知事としての在任期間にしたがい、県が設置県となったとき。

イ 県が広域応援本部の設置県となる場合の体制は、次のとおりとする。

- (ア) 広域応援本部に本部長、副本部長及び本部員並びに事務局を置く。
- (イ) 本部長は知事、副本部長は副知事をもって充てる。
- (ウ) 本部員は、危機管理部長及び道県の指定職員をもって充てる。
- (エ) 事務局は、危機管理部危機管理総室職員及び道県連絡調整員が担当する。この場合において、事務局長は、災害対策課長が担当する。

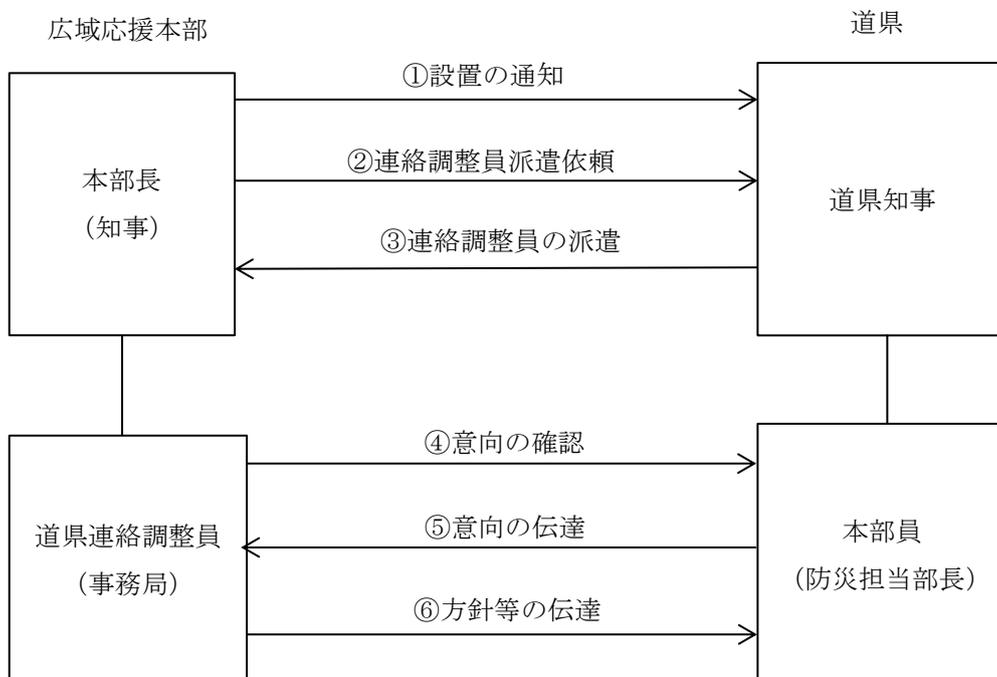
〈体制図〉



(3) 手続等

- ア 本部長は、広域応援本部を設置するときは、その旨を道県知事に通知するとともに、県への連絡調整員の派遣を依頼する。
- イ 応援の実施等に当たっての本部員の意向については、道県連絡調整員を通じて確認する。
- ウ 広域応援本部において決定した応援の実施等に係る方針については、道県連絡調整員を通じて道県に伝達する。
- エ 県は、道県連絡調整員の活動場所を確保する等、その連絡調整に十分配慮する。

〈フロー図〉



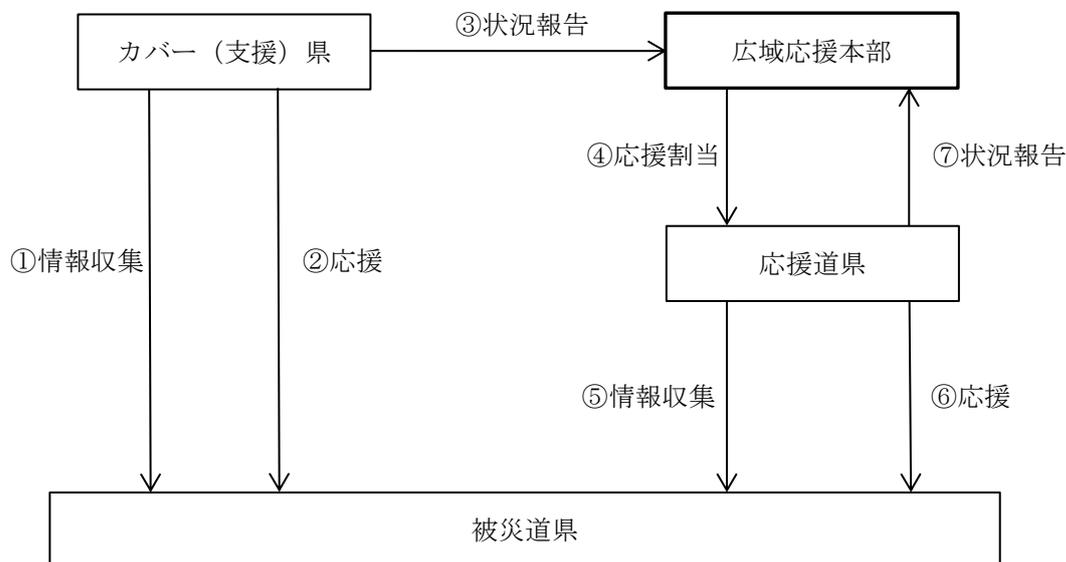
4 北海道・東北ブロック内の調整

- (1) 本部長は、北海道・東北ブロックの被災道県から会長道県に応援の要請があったときは、8道県協定によるカバー（支援）県の割当の順位（第3章・2参照）等を参考として、

カバー（支援）県以外の道県を新たに応援道県として割り当てる。

- (2) 本部長は、カバー（支援）県及び(1)の割当を受けた応援道県に対し、必要に応じて応援の実施状況等について報告を求める。

〈フロー図〉



## 5 ブロック間応援の要請があった場合の調整

### (1) 現地調査員の派遣

本部長は、関東地方知事会からブロック間応援の要請があったときは、被災都県に現地調査員を派遣して応援のニーズについて把握するとともに、その他応援に必要な情報を収集する。この場合において、現地調査員を派遣し、情報収集を行う道県の割当は、次の表に基づき決定する。

被災都県	第1順位	第2順位
栃木県	北海道	青森県
茨城県	青森県	北海道
群馬県	秋田県	岩手県
埼玉県	岩手県	秋田県
東京都	山形県	宮城県
千葉県	宮城県	山形県
神奈川県	<b>福島県</b>	新潟県
山梨県	新潟県	<b>福島県</b>
長野県	秋田県	岩手県
静岡県	新潟県	<b>福島県</b>

### (2) 応援の実施

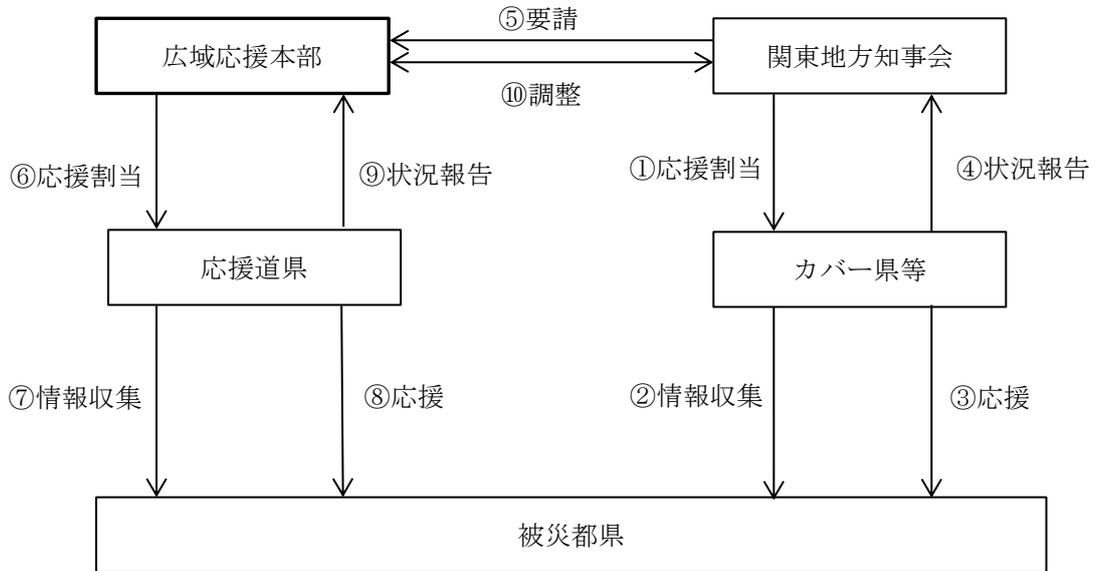
- ア 本部長は、現地調査員が収集した情報等を活用して応援に係る包括的な調整を行うとともに、主に次の事項を考慮して、(1)の割当とは別に被災都県に対し応援を行う道県の

割当を決定する。この場合において、関東ブロックの1つの都県に対し、複数の道県を割り当てることを妨げない。

- (ア) 被災都県との距離
- (イ) 道路状況を踏まえた被災都県への移動時間
- (ウ) 道県の被災状況
- (エ) 被災都県の被災の程度
- (オ) 被災都県と道県との間の人口、職員数等のバランス

イ 本部長は、アの割当を受けた応援道県に対し、必要に応じて応援の実施状況等について報告を求める。

〈フロー図〉



5 ブロック間応援及び広域応援の要請を行った場合の体制

本部長は、道県が被災した場合において、北海道・東北ブロックのみでは対応が困難と認めるときは、次の機関を通じてブロック間応援及び広域応援の要請を行う。

(1) ブロック間応援

機 関	無線電話	N T T電話	F A X
関東地方知事会幹事都県 (H30 年度：埼玉県) 埼玉県危機管理防災部消防防災課	—	—	—

(2) 広域応援

機 関	N T T電話	F A X
全国知事会	—	—

〈フロー図〉

